○農林水産省告示第六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県美馬市穴吹町三島字三谷四二〇、四五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町南字向山東平五一五の五から五一五の九まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　㈠　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町焼杉字上反リ田三〇五の一、三一三、三一四、三一七から三二〇まで、字大田三六二から三六四まで、三六六、三六八、三七四、字焼杉山東四七二の一〇から四七二の一三まで、四七七から四七九まで

㈡　指定の目的　水源の涵養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　保安林の所在場所　鳥取県西伯郡伯耆町焼杉字上反リ田三〇六、三〇七、三一〇、三一一の一、三一二、三一五、三二二、三二四、字大田三六七

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡若桜町大字大野字西浦四七三、字寺前九九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字俣野字宮ノ下モ四四一、四四三、四四四

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　鳥取県日野郡日南町豊栄字堂ノ谷下モ一四二九の一、字才ノ木谷一四三〇の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上杉ノ内一号沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する水路のうち、その接している区間の水路敷

栃木県大田原市須佐木字八重川　一番一及び一番二

二〇四六番三から二〇四六番六まで

二〇四六番八から二〇四六番一五まで

二〇四七番一及び二〇四七番二

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）